

岩手県監査委員告示第 27 号

住民監査請求に係る監査結果の公表（平成 18 年岩手県監査委員告示第 23 号）により公表した住民監査請求に係る勧告に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 9 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 6 日

岩手県監査委員 菊池 武利

岩手県監査委員 谷地 信子

〔措置通知書〕

総 第 59 号

平成 18 年 9 月 25 日

岩手県監査委員 菊池 武利 様

岩手県監査委員 谷地 信子 様

岩手県知事 増田 寛也

岩手県知事に対する措置請求に係る勧告に対する措置状況について

平成 18 年 8 月 15 日付岩監総第 30 号で勧告のあった平成 17 年度岩手県議会政務調査費の支出について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 9 項の規定により措置状況を通知します。

記

1 勧告の内容

本件請求に係る、議員番号 20 のスナックでの飲食に係る支出並びに議員番号 16 の番号 40 及び 42、議員番号 17 の番号 41 及び 42、議員番号 31 の番号 4、議員番号 37 の番号 5 及び議員番号 42 の番号 26 の登山用具の購入に係る支出並びに議員番号 40 の番号 1 の運転代行に係る支出については、返還・精算させるとともに、今後の政務調査費の精算に当たっても、県民の信頼を得られるよう、なお一層適切に措置すること。

2 措置

返還・精算させるよう勧告のあった支出については、平成 18 年 9 月 4 日までに各議員から勧告のあった金額を返還する内容の政務調査費収支報告書の修正報告があったので、返還させることとし、別表のとおり返還が完了した。

なお、今後、政務調査費収支報告書の精算に当たっては、より一層適切に対応する。

別表

○政務調査費の返還金額及び返還日

議員番号	返還額	返還日
20	6,000 円	平成 18 年 9 月 19 日
16	16,219 円	平成 18 年 9 月 5 日
17	23,917 円	平成 18 年 9 月 15 日
31	8,389 円	平成 18 年 9 月 5 日
37	46,353 円	平成 18 年 9 月 7 日
42	21,344 円	平成 18 年 9 月 5 日
40	13,000 円	平成 18 年 9 月 19 日
計	135,222 円	